

船舶事故調査報告書

平成23年6月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 山本 哲 也
委員 石川 敏 行
委員 根本 美 奈

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成22年3月6日 10時28分ごろ |
| 発生場所 | 愛知県美浜町野間埼灯台から真方位167° 2.5海里（M）付近 （概位 北緯34° 43.0′ 東経136° 51.3′） |
| 事故調査の経過 | 平成22年3月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | A 押船 ^{かいよう} 海陽丸、64トン 140529、株式会社フジトランスコーポレーション 10.80m×10.00m×3.60m、鋼 ディーゼル機関、1,470kW、平成19年4月3日 B バージ ^{エフディービー} F T B 1、1,886トン 株式会社フジトランスコーポレーション 53.00m×18.00m×5.60m、鋼 C 漁船 第十二 ^{こうせい} 功盛丸、14トン AC2-3735（漁船登録番号）、個人所有 16.23m（Lr）×4.51m×1.26m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、平成14年2月19日 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A 男性 58歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和49年6月7日 免状交付年月日 平成21年2月23日 免状有効期間満了日 平成26年12月24日 C 船長C 男性 35歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年3月11日 免許証交付日 平成19年9月25日 （平成25年3月10日まで有効） |
| 死傷者等 | 負傷 1人（船長C） |
| 損傷 | A なし B 左舷船首外板に擦過傷 C 船体に亀裂 |
| 事故の経過 | A船は、船長Aほか1人が乗り組み、作業員3人を乗せ、B船の船尾凹部にA船の船首部を結合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成 |

| | | |
|---------------|---|---|
| | <p>し、愛知県知多半島南西岸沖を速力約9.8ノットで北西進していた。</p> <p>船長Aは、単独で船橋当直中、左舷船首方約1.5Mに反航する態勢のC船と別の漁船（以下「第三船」という。）を視認し、その後、C船がA船の左舷方を、第三船が右舷方を通過する態勢であることを知った。</p> <p>船長Aは、第三船が右舷船首方約0.2Mのところまで停止したことから、第三船の動きの有無を確認したのち、C船に目を向けたところ、C船がA船押船列の船首方至近を横切る態勢で接近していることに気付き、汽笛を鳴らすとともに機関を全速力後進にかけた。</p> <p>C船は、船長Cが1人で乗り組み、第三船と共に魚群探索のため、主機の発停を繰り返しながら知多半島南西岸沖を東南東進したのち、針路を転じて北東進中、魚群探知機の画面からふと右舷方に目を向けたとき、至近に迫っているA船押船列を視認した。</p> <p>A船押船列とC船は、平成22年3月6日10時28分ごろ、野間埼灯台から真方位167°2.5M付近において、B船の左舷船首部とC船の右舷後部とが衝突し、C船が転覆した。</p> <p>第三船の船長は、C船の転覆に気付いて船長Cを救助し、愛知県南知多町師崎港で救急車に病院への搬送を託した。</p> <p>C船は、本事故の発生を知って来援した僚船にえい航されて帰航中、船体中央部付近で船首側と船尾側とに切断した。</p> <p>船長Cは、搬送された病院で誤嚥性肺炎と診断された。</p> | |
| <p>気象・海象</p> | <p>気象：天気 霧雨、風向 北西、風力 3、視程 約2M</p> <p>海象：波高 約0.7～0.8m</p> | |
| <p>その他の事項</p> | <p>第三船の船長は、C船が転覆するまでA船押船列の存在に気付いていなかった。</p> | |
| <p>分析</p> | <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p> | <p>A あり、C あり A なし、C なし なし</p> <p>A船押船列は北西進中、C船は魚群探索を行いながら北東進中、知多半島南西岸沖において、A船押船列とC船とが衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、A船の左舷方を通過する態勢であったC船がA船押船列の船首方を横切る態勢となり、至近に接近するまで気付かなかったことから、適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> <p>船長Cは、魚群探知機の画面を見ていてA船押船列が右舷至近に接近するまで気付かなかったことから、見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、知多半島南西岸沖において、A船押船列が北西進中、C船が魚群探索を行いながら北東進中、船長Aが適切な見張りを行わず、また、船長Cが見張りを行っていなかったため、A船押船列のB船とC船とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p> | |